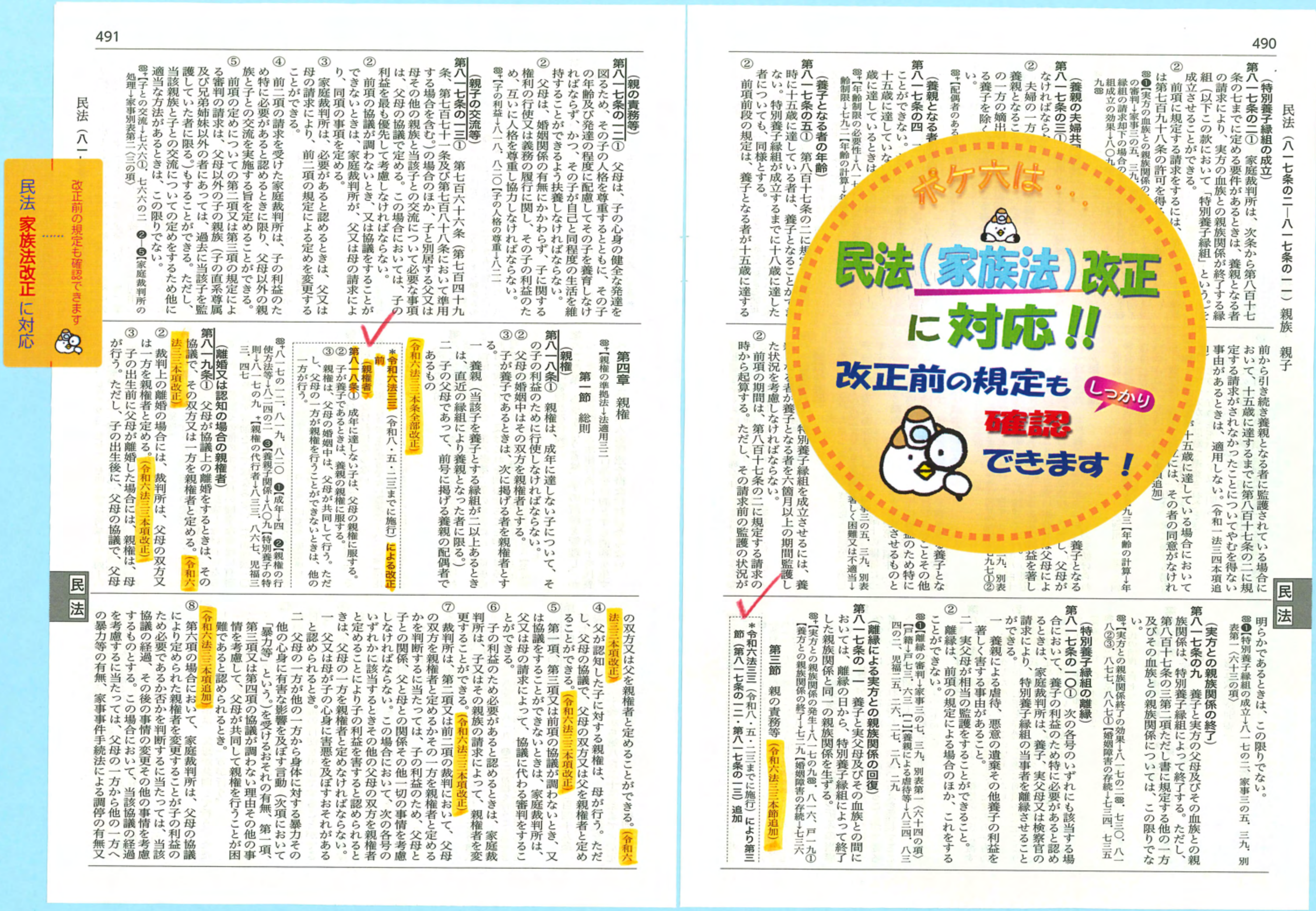
ポケ六は……
民法（家族法）改正
に対応!!
改正前の規定も
しっかり
確認
できます！
改正前の規定も確認できます
……
民法 家族法改正 に対応

（特別養子縁組の成立）

第八一七条の二① 家庭裁判所は、次条から第八百十七条の七までに定める要件があるときは、養親となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組（以下この款において「特別養子縁組」という。）を成立させることができる。

② 前項に規定する請求をするには、第七百九十八条の許可を得

参❶【実方の血族との親族関係の
の審判→家事三の五、三九、
縁組の請求却下の場合の
組成立の効果→八〇九
九参

（養親の夫婦共

第八一七条の三①
なければなら

② 夫婦の一方
養親となるこ
の一方の嫡出
る養子を除く
い。

参†【配偶者のある

（養親となる者

第八一七条の四
ことができない。
十五歳に達していな
歳に達しているときは

参†【年齢制限の必要性→八一七
齢制限→七九二【年齢の計算→年

（養子となる者の年齢）

第八一七条の五① 第八百十七条の二に規
時に十五歳に達している者は、養子となることがで
ない。特別養子縁組が成立するまでに十八歳に達した者についても、同様とする。

② 前項前段の規定は、養子となる者が十五歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合において、十五歳に達するまでに第八百十七条の二に規定する請求がされなかったことについてやむを得ない事由があるときは、適用しない。（令和一法三四本項追

十五歳に達している場合において
には、その者の同意がなけれ
追加）

九三【年齢の計算→年

養子となる
し、父母が
は父母によ
益を著し

九、別表
九七①②

養子とな
ことその他
益のため特に
させるものと

三の五、三九、別表
著しく困難又は不適当→

特別養子縁組を成立させるには、養
る者が養子となる者を六箇月以上の期間監護した状況を考慮しなければならない。

② 前項の期間は、第八百十七条の二に規定する請求の時から起算する。ただし、その請求前の監護の状況が明らかであるときは、この限りでない。

参❶【特別養子縁組の成立→八一七の二、家事三の五、三九、別表第一〈六十三の項〉

（実方との親族関係の終了）

第八一七条の九 養子と実方の父母及びその血族との親族関係は、特別養子縁組によって終了する。ただし、第八百十七条の三第二項ただし書に規定する他の一方及びその血族との親族関係については、この限りでない。

参†【実方との親族関係終了の効果→八一七の二参、七三〇、八一八②③、八七七、八八七①【婚姻障害の存続→七三四、七三五

（特別養子縁組の離縁）

第八一七条の一〇① 次の各号のいずれにも該当する場合において、養子の利益のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所は、養子、実父母又は検察官の請求により、特別養子縁組の当事者を離縁させることができる。

一 養親による虐待、悪意の遺棄その他養子の利益を著しく害する事由があること。

二 実父母が相当の監護をすることができること。

② 離縁は、前項の規定による場合のほか、これをすることができない。

参❶【離縁の審判→家事三の七、三九、別表第一〈六十四の項〉【戸籍→戸七三、六三【二】【養親による虐待等→八三四、八三四の二、児福二五、二六、二七、二八、二九

（離縁による実方との親族関係の回復）

第八一七条の一一 養子と実父母及びその血族との間においては、離縁の日から、特別養子縁組によって終了した親族関係と同一の親族関係を生ずる。

参†【実方との親族関係の発生→八一七の九参、八一六、戸一九①【養方との親族関係の終了→七二九【婚姻障害の存続→七三六

第三節 親の責務等（令和六法三三本節追加）

*令和六法三三（令和八・五・二三までに施行）により第三節（第八一七条の一二・第八一七条の一三）追加

（親の責務等）

第八一七条の一二① 父母は、子の心身の健全な発達を図るため、その子の人格を尊重するとともに、その子の年齢及び発達の程度に配慮してその子を養育しなければならず、かつ、その子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならない。

② 父母は、婚姻関係の有無にかかわらず、子に関する権利の行使又は義務の履行に関し、その子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならない。

参†【子の利益→八一八、八二〇【子の人格の尊重→八二一

（親子の交流等）

第八一七条の一三① 第七百六十六条（第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。）の場合のほか、子と別居する父又は母その他の親族と当該子との交流について必要な事項は、父母の協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

② 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、父又は母の請求により、同項の事項を定める。

③ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、父又は母の請求により、前二項の規定による定めを変更することができる。

④ 前二項の請求を受けた家庭裁判所は、子の利益のため特に必要があると認めるときに限り、父母以外の親族と子との交流を実施する旨を定めることができる。

⑤ 前項の定めについての第二項又は第三項の規定による審判の請求は、父母以外の子の親族（子の直系尊属及び兄弟姉妹以外の者にあっては、過去に当該子を監護していた者に限る。）もすることができる。ただし、当該親族と子との交流についての定めをするため他に適当な方法があるときは、この限りでない。

参†【子との交流→七六六①、七六六の二 ❷―❺【家庭裁判所の処理→家事別表第二〈三の項〉

第四章 親権

参†【親権の準拠法→法適用三二

第一節 総則

（親権）

第八一八条① 親権は、成年に達しない子について、その子の利益のために行使しなければならない。

② 父母の婚姻中はその双方を親権者とする。

③ 子が養子であるときは、次に掲げる者を親権者とする。

一 養親（当該子を養子とする縁組が二以上あるときは、直近の縁組により養親となった者に限る。）

二 子の父母であって、前号に掲げる養親の配偶者であるもの

（令和六法三三本条全部改正）

*令和六法三三（令和八・五・二三までに施行）による改正前

（親権者）

第八一八条① 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

② 子が養子であるときは、養親の親権に服する。

③ 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。

参†八一七の一二、八一九、八二〇 ❶【成年→四 ❷【親権の行使方法等→八二四の二 ❸【養親子関係→八〇九【特別養子の特則→八一七の九 †【親権の代行者→八三三、八六七、児福三三、四七

（離婚又は認知の場合の親権者）

第八一九条① 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その双方又は一方を親権者と定める。（令和六法三三本項改正）

② 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の双方又は一方を親権者と定める。（令和六法三三本項改正）

③ 子の出生前に父母が離婚した場合には、親権は、母が行う。ただし、子の出生後に、父母の協議で、父母の双方又は父を親権者と定めることができる。（令和六法三三本項改正）

④ 父が認知した子に対する親権は、母が行う。ただし、父母の協議で、父母の双方又は父を親権者と定めることができる。（令和六法三三本項改正）

⑤ 第一項、第三項又は前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、父又は母の請求によって、協議に代わる審判をすることができる。

⑥ 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子又はその親族の請求によって、親権者を変更することができる。（令和六法三三本項改正）

⑦ 裁判所は、第二項又は前二項の裁判において、父母の双方を親権者と定めるかその一方を親権者と定めるかを判断するに当たっては、子の利益のため、父母と子との関係、父と母との関係その他一切の事情を考慮しなければならない。この場合において、次の各号のいずれかに該当するときその他の父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるときは、父母の一方を親権者と定めなければならない。

一 父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあると認められるとき。

二 父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動（次項において「暴力等」という。）を受けるおそれの有無、第一項、第三項又は第四項の協議が調わない理由その他の事情を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるとき。

⑧ （令和六法三三本項追加）第六項の場合において、家庭裁判所は、父母の協議により定められた親権者を変更することが子の利益のため必要であるか否かを判断するに当たっては、当該協議の経過、その後の事情の変更その他の事情を考慮するものとする。この場合において、当該協議の経過を考慮するに当たっては、父母の一方から他の一方への暴力等の有無、家事事件手続法による調停の有無又